

改正貸金業法と多重債務問題

研究員 古江晋也

1 改正貸金業法と無担保ローン市場

2006年1月、最高裁判所は出資法の上限金利（29.2%）には満たないが、利息制限法を上回る金利（18～20%）以下「グレーゾーン金利」での貸付けを厳格化する判決を下した。これを受けて消費者金融会社等への過払い金請求は急増した。同年12月には、グレーゾーン金利の撤廃、年収の3分の1を超える貸付けを禁止する、いわゆる「総量規制」の導入、貸金業の適正化を柱とした改正貸金業法が公布され、おおむね3年をメドに完全施行されることが予定されている。

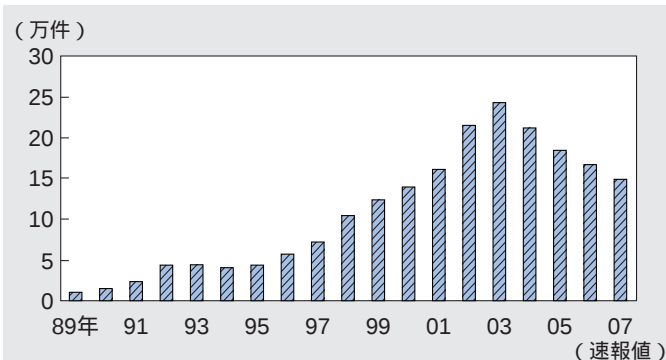
このような状況を受け、消費者金融会社等は貸出金利の引下げや審査の厳格化などを実施した。従来、大手消費者金融会社の借入申し込みに対する承諾率は60～70%といわれてきたが、最近では40%台半ばにまで低下したといわれている。

また、金融機関のなかには消費者金融会社等と提携することで無担保ローンや複数の債務を一本化する「おまとめローン」を商品化していたが、近年の審査の厳格化によって、無担保ローン等の融資残高が伸びない傾向にある金融機関もある。

2 多重債務問題の現状

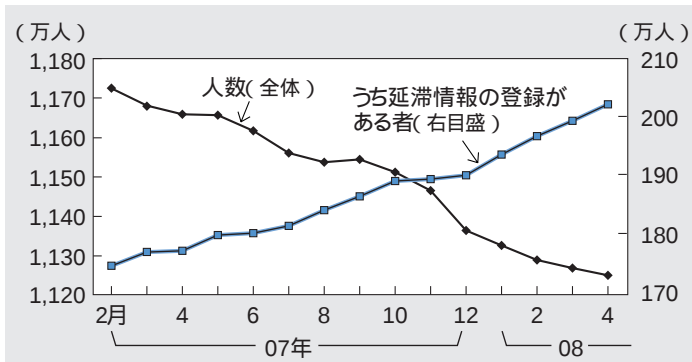
近年、統計上では自己破産申立件数や多重債務者が減少している。司法統計年報における「個人の自己破産申立件数」では、03年の24万2,357人をピークに、07年には14万8,252人にまで減少した（第1図）。また、金融庁が公表している「無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況」によれば、無担保無保証の借入人数（全体）は、着実に低下している（第2図）。しかし、問題は無担保無保証の借入人数のうち、「延滞情報の登録がある者」が、08年4月の時点で201.8万人と増加の一途をたどっていることである。これは、審査の厳格化、融資の絞り込みなどから融資を受けることのできない債務者が増加しているためと考えられる。

第1図 自己破産（個人）申立件数



資料 Bloombergデータより作成

第2図 一人当たり無担保無保証借入の
残高がある借入件数ごとの人数



資料 金融庁ホームページより作成

3 地域金融機関とカウンセリング

多重債務が依然として大きな社会問題であるなか、多重債務に陥った人々に対してカウンセリングと負債整理融資を実施している金融機関もある。これらの金融機関におけるカウンセリング業務の特徴は、配偶者や家族等を含めた協力体制を構築していること、負債整理融資を行った後も、相談者のサポートを継続していること、各金融機関とも営業エリアが限定されており、「顔の見える組織」であること、であり、きめ細やかな対応が貸倒れを防ぎ、多重債務に陥っている人々を生活再生へと導いている。ただし、最近では、負債整理融資を実施できる案件が減少している金融機関もあり、やむを得ず法的整理によって生活再生をはかる相談者も少なくない。

4 無担保ローン市場の今後

前述したように無担保ローンの融資承諾率は低下傾向にあり、「延滞情報の登録がある

者」は増加しつつある。このような状況のなかで、いわゆる「総量規制」等が適用された場合、延滞情報が登録されている者の中には、自己破産等の法的整理を選択する人が増加することも予想される。そのため、03年以降低下してきた自己破産申立件数が、改正貸金業法の完全施行を前に上昇することも考えられ、無担保ローン市場に大きな影響が及ぶ可能性もある。

貸金業法改正以降の無担保ローン市場については、依然として高いニーズがあると思われるものの、市場自体に不透明さがあるため、多くの金融機関は明確な青写真を描くことができていない現状にある。それに対して、消費者金融会社等と保証業務の提携を行わず、無担保ローン市場に取り組む金融機関もあり、経営スタンスの違いによって、その対応が大きく分かれている。

歴史的経緯を考慮すれば、消費者無担保ローンは、個人生活を支えるという重要な役割がある一方で、多重債務という社会問題の一つの要因と批判されることもあった。現在、カウンセリング業務等を含めた顧客対応は一部の地域金融機関でしか行われておらず、マスマーケットに対応したものではない。しかし今後の無担保ローン市場は、多重債務問題などの経験を踏まえて、顧客が自己破産に陥らないことを主眼とした顧客対応ノウハウの構築が重要となるであろう。

(ふるえ しんや)